


令和6年10月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和6年(行コ)第2号 旅券不発給処分無効確認等請求控訴事件 (原審・福岡地方裁判所令和4年(行ウ)第25号)

口頭弁論終結日 令和6年7月9日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 外務大臣が控訴人に対して平成30年8月1日付けでした控訴人の平成29年12月18日付け旅券発給申請につき旅券不発給とする処分が無効であることを確認する。
- 3 控訴人が日本国籍を有することを確認する。
- 4 被控訴人は、控訴人に対し、22万円及びこれに対する令和4年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要 (以下、略語は原判決の例による。)

1 事案の要旨

(1) 控訴人による米国国籍の取得及び控訴人に対する旅券不発給処分

控訴人は、日本国籍を有する父の子として出生して日本国籍を取得し、平成16年頃、自己の志望により米国の国籍を取得した。

控訴人は、外務大臣に対し、平成29年12月18日、日本の旅券発給を申請したが、外務大臣から、国籍法11条1項により日本国籍を喪失していることを理由に、平成30年8月1日、旅券不発給とする処分(本件処分)

を受けた。

(2) 控訴人の請求、原判決及び本件控訴

控訴人は、国籍法11条1項が憲法の規定（憲法10条、14条1項、22条2項等）に違反して無効であるとして、被控訴人を相手に、本件処分が無効であること及び控訴人が日本国籍を有することの各確認を求めるとともに、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、国籍法11条1項を改廃しなかったこと（損害内金11万円）、本件処分をしたこと（同5万5000円）及び国籍法11条1項を周知徹底しなかったこと（同5万5000円）が違法であるとして、一部請求として、損害賠償金上記合計22万円及びこれに対する訴状送達の日である令和4年6月30日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

控訴人の主な主張は、憲法が、日本国民が他国の国籍を取得しても自らの意思により日本国籍を保有し続ける権利を保障する、という趣旨に解される。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり補正し、後記のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決「第2 事案の概要」の2から4の記載を引用する。

- (1) 原判決45頁19行目から20行目にかけての「別紙3の2」を「本判決別紙2」に改める。
- (2) 原判決53頁26行目の「告籍」を「国籍」に改める。
- (3) 原判決89頁11行目の「と国籍法」から同頁12行目の「日本国民」までを削る。

3 当審における控訴人の補充主張

- (1) 国籍法11条1項が憲法22条2項に違反すること

ア 憲法 22 条 2 項は、国家がその主権の行使として国民に付与した国籍を国民の側から自由に離脱することを認め、国家がこれを制限することを禁止している。これは、いずれの国に所属することが自己の幸福追求に資するかという個人の選択と判断を、国家主権より尊重し保護するものである。このように国民が自己の幸福追求のために日本国籍を離脱することが憲法により保障されるのであれば、国民が自己の幸福追求のために日本国籍を引き続き保持することも同様に憲法により保障されると考えるのが当然の帰結である。したがって、同条項により「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されていると解釈されるべきであり、国民は現に有する日本国籍を本人の意に反して喪失させられない権利を有することになる。

イ 憲法 22 条 2 項は、無国籍となることを保障するものではないから、国籍離脱の条件として複数国籍であることを前提としている。同条項により保障される「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が何らかの内在的制約に服するとしても、同条項がもともと複数国籍であることを前提としていることから、複数国籍の発生防止は「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の内在的制約にはなり得ない。したがって、複数国籍の発生防止を目的として外国国籍を志望取得した者の日本国籍を当然に喪失させる国籍法 11 条 1 項は、憲法 22 条 2 項に違反する。

(2) 国籍法 11 条 1 項が憲法 10 条の立法裁量を逸脱すること

ア 憲法 10 条は、国籍の得喪の要件の策定について立法裁量を認めるが、日本国籍の喪失（剥奪）は、既に日本国民として種々の権利利益を享受する者からそれらの権利利益を剥奪するという不利益をもたらすものであるから、日本国籍の喪失の要件についての立法裁量の範囲は、国籍取得の要件を定立する場面よりも制約を受ける。

イ 国籍法11条1項の立法目的のうち「国籍変更の自由の保障」は合理的であるが、この立法目的が合理性を有するのは、国籍の取得に当たり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望する者に対して適用する場面に限定される。しかし、国籍法11条1項は、その立法目的に必要な範囲を超え、当該外国の国籍を取得するために日本国籍を離脱する必要のない者についてまで、外国国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる仕組みになっている。立法目的達成手段が立法目的に照らして明らかに過剰であり、失われる権利利益との均衡が図られていないから、合理性がない。

ウ 国籍法11条1項の立法目的のうち「複数国籍の防止」には一定の合理性を認めることができる。しかし、国籍法は、国籍選択制度を設けており、外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者については、すべていったん複数国籍となった上で本人の意思による国籍の選択を認めているが、外国国籍の志望取得者については、国籍選択の機会が与えられず、国籍法11条1項により自動的に日本国籍を喪失させられる。原判決は、国籍法11条1項によって本人に外国国籍か日本国籍かの選択の機会が与えられていると判示するが、国籍法11条1項の規定を知らない者にとっては、外国国籍か日本国籍かを選択する機会が与えられたとはいえない。外国国籍の志望取得の場合に限って複数国籍の発生を厳格に抑止しなければならない合理的理由はなく、国籍法11条1項は、国籍選択の機会を与えないという点で立法目的の達成に対してその手段が過剰で不合理である。

エ したがって、国籍法11条1項は、憲法10条により認められた立法裁量を逸脱したものであり、同条に違反する。

(3) 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反すること

国籍法は、外国国籍の当然取得により複数国籍となった者、外国国籍の生来的取得により複数国籍となった者、及び日本国籍の志望取得により複数国

籍となった者について、いったん複数国籍となることを認めた上で、国籍選択制度により、本人の意思に基づき事後的に複数国籍を解消することを求めている。これに対し、外国国籍を志望取得した日本国民については、国籍法11条1項により、本人の知らない間に外国国籍の取得と同時に日本国籍を喪失させられ、日本国籍か外国国籍かの選択の機会を与えられない。

複数国籍の防止という上記区別をすることの立法目的は一応合理的であるが、その達成手段として、外国国籍の志望取得の場合に限って複数国籍の発生を認めないとする必要性はなく、本人の国籍選択の機会を奪ってまで日本国籍を喪失させる合理的理由は見いだせない。外国国籍を有する者が日本国籍を志望取得する場合には、外国国籍の離脱を条件とすることを徹底していないにもかかわらず、日本国籍を有する者が志望により外国国籍を取得する場合には例外なく日本国籍を喪失させることには問題がある。そして、仮に、国籍法11条1項がなかったとしても、外国国籍の志望取得者は、複数国籍者となって国籍選択制度の対象となり、国籍法が予定する複数国籍解消の制度に服するのであるから、立法目的を達成することができないという関係にもない。国籍法11条1項は、立法目的達成手段として過剰であり、立法目的との間の合理的関連性を欠く。

したがって、国籍法11条1項は、憲法14条1項に違反する。

(4) 国籍法11条1項が憲法98条2項、31条に違反すること

国籍への権利と専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止は、国際慣習法上の確立した原則であるから、国家が個人の国籍を取り上げることが専断的な国籍剥奪に当たらないとして許されるのは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「無国籍に関する第5ガイドライン」が示すとおり、①法律の定めに沿って、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段として、③適正手続に基づいてなされること、のすべての要件を満たす場合に限られる。上記③は、適正手続の保障について定めた憲法31条の要請でもある。

国籍法11条1項による日本国籍喪失は、国籍変更の自由の保障とは無関係な者の国籍を喪失させる点で手段が過大包摂であり、複数国籍の弊害は国籍の当然喪失以外のより侵害的でない手段で防止・解消が可能であるから、上記②の要件を満たさない。また、公正な聴聞により国籍喪失を争う機会がないまま自動的に国籍を喪失させることから、上記③の要件も満たさない。したがって、国籍法11条1項は、国際慣習法に違反するから憲法98条2項に違反し、適正手続の保障がないから憲法31条にも違反する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決同様、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由については、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」の1から6の記載を引用する。

- (1) 原判決8頁7行目と9頁1行目から同頁2行目にかけての各「別紙3の2によれば、46か国」をいずれも「本判決別紙2によれば、2024年（令和6年）2月時点で44か国」に改める。
- (2) 原判決9頁3行目の「前記」の次に「(2)」を加える。
- (3) 原判決19頁21行目の「場」を「場合」に改める。
- (4) 原判決27頁13行目の「取得を把握した」を「を取得した」に改める。
- (5) 原判決27頁16行目の「(イ)」を「イ」に改める。
- (6) 原判決28頁10行目冒頭から29頁4行目までを「ア 関連する事実等」に改める。
- (7) 原判決30頁2行目末尾に次のとおり加える。

「控訴人は、1984年（昭和59年）の国籍法改正を求める運動に参加した（甲104）。控訴人は、在ロサンゼルス総領事館領事らに対し、平成22年11月5日、国籍法11条にある国籍の喪失に該当することを予め理解した上で、旅券（2008年1月30日発行）申請の際には敢

えて外国との重国籍には未記入のまま申請書を提出し、新たに日本旅券
を取得した旨述べた（乙5）。控訴人は、本件の訴状にも、上記米国籍
の取得時に国籍法11条1項の条文は認識していた旨記載した。なお、
本件全証拠によっても、控訴人において日本国の国籍法11条1項の解
釈を法務省に照会するなどできなかつたといえる事情は、認められな
い。」

(8) 原判決30頁6行目冒頭から19行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 検討

以上の事情によれば、法務省（法務大臣及び法務省民事局の担当者等
を総称する趣旨である。以下同じ。）は、国籍法の施行及び執行（国籍
に関する事務を含む。）に関する権限を有し、少なくとも国籍法11条
1項の施行に必要な行為を適切に行つたといえる。法務省が、損害を被
つたという控訴人に対し、それ以上に、控訴人が主張するような周知等
の行為をする職務上の法的義務を負うという根拠は、見いだせない。

また、控訴人は、その主張との関係で、日本国籍が失われると知らず
に外国籍を取得した者の陳述書等（甲123、126～128）を提出
する。しかし、上記(エ)及び(オ)の事実によれば、控訴人は、2004年
（平成16年）頃に米国籍を取得した際、国籍法11条1項の規定を知
り、日本国籍を失うものと扱われることを知っていたと推認できる状況
があるといえる。仮に、法務省が、上記の行為に加えて、控訴人の主張
するような国籍法11条1項の存在と適用場面等について全国民に効果
的に周知徹底するために必要な行為を行っていたとしても、控訴人が上
記のとおり米国の国籍を取得していた可能性は、否定しがたい。そうす
ると、本件の事実関係の下においては、法務省が控訴人の主張するよう
な態様により上記権限を行使していれば控訴人が平成16年に米国の国
籍を取得せず日本国籍も喪失しなかつたであろうと認めることはできな

い。控訴人が法務省の行為により法律の保護に値する権利又は利益を侵害されたとはいえない。」

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 国籍法11条1項が憲法22条2項に違反するか否か

5 控訴人は、憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」（これらは、同じ概念を異なる言葉で表現したものと解される。以下同じ。）を保障しており、同条項が国籍離脱の条件として複数国籍であることを前提としていることから、複数国籍の発生防止は「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の内
10 在的制約にはなり得ないとして、複数国籍の発生防止を目的として外国国籍を志望取得した者の日本国籍を当然に喪失させる国籍法11条1項が憲法22条2項に違反すると主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、憲法22条2項は、「何人も、（中略）国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定し、国籍離脱の
15 自由を定めているものの、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されるか否かについては、文理上何ら規定していない。そして、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しており、これは、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的
20 事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される（平成20年最高裁判決、平成27年最高裁判決参照）。そうすると、憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者とならない限り、国家がこれを妨げてはならない旨を定めたものにとどまると解する
25 のが相当であり、同項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国

籍を保持する権利」を保障しているとまで解することはできない。

また、上記のとおり、憲法22条2項は、無国籍者とならない限り日本国籍を離脱することの自由を定めたものと解されるが、国籍法11条1項のように外国国籍の取得により当然に日本国籍を喪失する場合には、日本国籍を離脱する時点で日本国籍と外国国籍とが併存する状態にはないから、
5 憲法22条2項が国籍離脱の条件として複数国籍であることを前提にしているということもできない。

したがって、控訴人の上記主張を採用することはできない。

(2) 国籍法11条1項が憲法10条の立法裁量を逸脱するか否か

10 ア 控訴人は、国籍法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的が合理性を有するのは、国籍の取得に当たり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望する者に対して適用する場面に限定されるが、国籍法11条1項は、当該外国の国籍を取得するために日本国籍を離脱する必要のない者についてまで、外国国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる仕組みになっているとして、立法目的達成手段が立法目的に照らして明らかに過剰であって合理性がないと主張する。
15

しかし、原判決を引用して説示したとおり、国籍法11条1項の立法目的は、国籍離脱の一場面として国籍変更の自由を保障するとともに、重国籍の発生を防止するというものであるから、立法目的の一部である国籍変更の自由に資する場面が限定的であるからといって、立法目的全体との関係でその達成手段が不合理であるということにはならない。
20

イ 控訴人は、国籍法は、外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者については、すべていったん複数国籍となった上で本人の意思により国籍を選択することを認めていることや、国籍法11条1項の規定を知らない者にとっては外国国籍か日本国籍かを選択する機会が与えられたといえないことを指摘して、外国国籍の志望取得者に対して国籍選択の機会を与
25

えない国籍法11条1項は立法目的の達成に対してその手段が過剰であり不合理であると主張する。

しかし、外国国籍の当然取得や生来的取得のように本人の意思を介在することなく又は本人の意思によらずに複数国籍となる場合もあることから、外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者については、直ちに日本国籍を失うものとはせず、事後的に国籍を選択する制度を設けることに合理性がある。他方で、外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したのであるから、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しく、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえる。したがって、外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となった者について国籍選択制度が設けられていることを考慮しても、志望による外国国籍取得の帰結として日本国籍を喪失するという法的効果を生じさせることが、立法目的を達成するための手段として過剰で不合理なものであるということとはできない。

また、原判決を引用して説示したとおり、国籍法11条1項が外国国籍を志望取得した場合に日本国籍を喪失する旨を明示的に規定していることからすると、同規定を踏まえた上で外国国籍を取得するか否かを決定することが可能であり、事前に国籍を選択する機会が与えられているとみることができから、国籍法11条1項の規定を現実に認識しているか否かにかかわらず、外国国籍の志望取得により日本国籍を喪失させることが不合理であるということもできない。

(3) 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するか否か

ア 控訴人は、国籍法が、外国国籍の当然取得により複数国籍となった者、外国国籍の生来的取得により複数国籍となった者、及び日本国籍の志望取得により複数国籍となった者について、国籍選択制度により本人の意思に

基づく選択によって事後的に複数国籍を解消することを求めているのに対し、外国国籍の志望取得の場合には本人に国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させており、このような違いを設ける合理的理由は見いだせないとして、国籍法11条1項が立法目的との間の合理的関連性を欠くと主張する。

しかし、上記のとおり、外国国籍の当然取得・生来的取得により複数国籍となった者については、身分行為等によって本人の意思を介在することなく、又は出生により本人の意思によらずに外国国籍を取得して複数国籍となったのであるから、直ちに日本国籍を失うものとはせず、ひとまず重国籍の発生を許容した上で、国籍選択の機会を与えて重国籍を解消させることが合理的である。また、日本国籍の志望取得により複数国籍となった者についても、国籍の得喪に関する立法が各国家の国内管轄事項であり、我が国の法律によってその者が日本国籍を取得する前に外国の法律によって付与された当該外国国籍を当然に喪失させることはできないから、事後的に国籍選択の機会を与えて重国籍を解消させることには合理性がある。他方で、外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したのであるから、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しく、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえ、志望による外国国籍取得の帰結として日本国籍を喪失するという法的効果を生じさせることは合理的である。したがって、外国国籍の当然取得・生来的取得により複数国籍となった者及び日本国籍の志望取得により複数国籍となった者と外国国籍の志望取得により複数国籍となった者との間において、重国籍の解消方法を区別することの立法目的には合理的な根拠があり、その区別の具体的内容も立法目的との関連において不合理なものではないといえる。

イ 控訴人は、外国国籍を有する者が日本国籍を志望取得する場合には、外国国籍の離脱を条件とすることを徹底していないにもかかわらず、日本国籍を有する者が志望により外国国籍を取得する場合には例外なく日本国籍を喪失させることには問題があるとも主張する。

しかし、国籍法3条、17条1項又は5条2項により日本国籍を志望取得する者については、我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡や、国籍の得喪に関する立法が各国家の国内管轄事項であることから生ずる制約上、国内法制で重国籍解消を完全に実現することに限界があることから、外国国籍の離脱を条件とせずに日本国籍の取得を認め、事後的に国籍選択により重国籍を解消させることにしたもの解されるから、国籍法11条1項の場合と取扱いに区別を設ける立法目的には合理的な根拠があり、その区別の内容も立法目的との関連において不合理なものとはいえない。

(4) 国籍法11条1項が憲法98条2項、31条に違反するか否か

ア 控訴人は、国籍への権利と専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止は国際慣習法上の確立した原則であり、国家が個人の国籍を取り上げることが専断的な国籍剥奪に当たらないとして許されるのは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「無国籍に関する第5ガイドライン」が示すとおり、①法律の定めに沿って、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段として、③適正手続に基づいてなされること、のすべての要件を満たす場合に限り、国籍法11条1項がこのうち②、③の要件を満たさないとして、憲法98条2項に違反すると主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、上記ガイドラインは、各国政府が無国籍の問題に対応する際の解釈の法的指針に過ぎない。また、1997年ヨーロッパ国籍条約が、「何人もほしいままにその国籍を奪われぬ」（4条c）と規定するとともに、国内法により法律上当然に

国籍を喪失する旨の規定を設けてよい場合として任意の外国国籍取得を掲げていること（7条1項a）からしても、国際慣習法上、自己の志望により外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが専断的な国籍剥奪に該当して許されないとする確立した原則が存在するとはいえない。国籍法11条1項が憲法98条2項に違反する旨の控訴人の上記主張は、採用できない。

イ 控訴人は、国籍法11条1項が公正な聴聞により国籍喪失を争う機会のないまま自動的に国籍を喪失させるものであるとして、適正手続の保障を定めた憲法31条に違反すると主張する。

しかし、国籍法11条1項による日本国籍喪失は、刑事手続でも行政手続でもなく、法律の定める要件を満たした場合に当然に生じる効果であるから、直ちに憲法31条の適合性が問題になる場面ではない。そして、これまで説示したとおり、外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したものであり、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しいことや、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえることからすると、弁解や防御の機会を与えるための聴聞を実施する必要性があるとはいえない。したがって、国籍法11条1項が憲法31条に違反する旨の控訴人の主張も採用できない。

(5) 控訴人は、その他種々の主張をするが、本件の結論は、左右されない。


3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官


久留島 群 

裁判官

秋本昌彦 

5

裁判官

山下隼人 

別紙 2

外国国籍を志望取得した場合の原国籍の扱い（2024年2月）（A：国籍法抵触条約の批准の有無（1999年6月30日）、B：欧州国籍条約の批准の有無（2023年2月3日））

自動喪失の国			非自動喪失の国									
			国籍放棄可能						国籍放棄不可能			
	A	B		A	B		A	B		A	B	
アンドラ			アフガニスタン			ドイツ ※6		批准	ペルー			アルゼンチン ※7
オーストリア ※1		批准	アルバニア		批准	ギリシア			フィリピン			コスタリカ
バングラデシュ			アルジェリア			グレナダ			ポーランド		批准	ドミニカ共和国
ブータン			アンゴラ			ギニアビサウ			ポルトガル		批准	エクアドル ※8
ボツワナ			アンティグア・バーブーダ			ガイアナ			ルーマニア		批准	エリトリア
ブルネイ			アルメニア			ハンガリー		批准	ロシア			ガナマラ
カメルーン			オーストラリア		批准	アイスランド		批准	ルワンダ			ハイチ
中央アフリカ共和国			アゼルバイジャン			イラン			セントキッツ・ネイビス			ホンジュラス
中国			バハマ			イラク			セントルシア			メキシコ
コンゴ民主共和国		批准	バーレーン			アイルランド			セントビンセント及びグレナダ			モロッコ
コートジボワール			バルバドス			イスラエル			サモア			ニカラグア
キューバ			ベラルーシ			イタリア			サンマリノ			ニジェール
赤道ギニア			ブルキナ		批准	ジャマイカ			サントメプリンシペ			パナマ
エストニア			ベリーズ			ヨルダン			サウジアラビア			カタール
エチオピア			ベニン			ケニア			セルビア			トンガ
ギニア			ボリビア			キリバス		批准	セイシェル			チュニジア
インド ※2		批准	ボスニア・ヘルツェゴビナ		批准	キルギスタン			シエラレオネ			ウルグアイ
インドネシア			ブラジル		批准	ラオス			シンガポール			パチカン
日本			ブルガリア		批准	ラトビア			スロベニア			イエメン
カザフスタン			ブルキナファソ			レバノン			ソロモン諸島			
クエート			ブルンジ			リベリア		批准	ソマリア			
リベリア		批准	カンボジア			リヒテンシュタイン			南スーダン			
リビア			カナダ		※5	ルクセンブルグ		批准	スーダン			
リトアニア			カボベルデ			マケドニア		批准	スワジランド		批准	
マダガスカル			チャド			マラウイ			スウェーデン		批准	批准
モーリタニア			チリ			マレーシア			スイス			
モザンビーク		批准	コロンビア			モルジブ			シリア			
ニカラグア		批准	コモロ			マリ			台湾			
ネパール			コンゴ共和国			マルタ		批准	タジキスタン			
オランダ ※3		批准	クワチア			マーシャル諸島共和国			東チモール			
北朝鮮			クロアチア			モリシヤス		批准	トーゴ			
パキスタン		批准	チェコ共和国		批准	ミクロネシア			トルコ			
バプアニューギニア			デンマーク		批准	モルドバ		批准	トルクメニスタン			
セネガル			ジブチ			モンゴル			ツバル			
スロバキア		批准	ドミニカ			モンテネグロ		批准	ウガンダ			
南アフリカ			エジプト			モザンビーク			ウクライナ			批准
韓国			エルサルバドル			ナミビア			イギリス		批准	
スペイン ※4			フィンランド		批准	ナウル			米国			
スリランカ			フランス			ニューージーランド			ウズベキスタン			
スリナム			ガボン			ナイジェリア			バヌアツ			
タンザニア			ガンビア			フィジー		批准	ベネズエラ			
タイ			ジョージア			オマーン			ベトナム			
トリニダードトバゴ			ガーナ			パラオ			ザンビア			
UAE						パラグアイ			ジンバブエ		批准	

※1 オーストリア（事前の「国籍保持の承認」による例外規定があり、帰化する前に申請し、「国の利益」になるか、「私生活および家族生活において特に国籍を保持するに値する事由がある」と判断されれば、また、未成年者は子どもの最善の利益のために、他国に帰化しても、オーストリア国籍の保持を認めている。）
 ※2 インド 他国の国籍を取得してインド国籍がなくなっても「海外インド市民権」「Overseas Citizenship of India」(OCI)を取得して在外インド国民とほぼ同様の恩恵を受けることができるほか、OCI保持者のインド国籍再取得の特例がある。
 ※3 オランダ（例外：他の国籍の国で生まれた場合（他の国籍を取得する際には、その国に住んでいる必要がある）。他の国籍の国で18歳になる前に5年以上連続して居住したことがある場合。他の国籍の人と結婚している場合。）
 ※4 スペイン（例外：イペロアメリカの国、インドラ、フィリピン、赤道ギニア、ポルトガルの国籍を取得しても、出生によるスペイン国籍を自動的に喪失しない。相手国と戦争になってもスペイン国籍は喪失しない。さらに、2003年からは、二重国籍者は、外国籍を取得した瞬間から3年以内にスペイン国籍を保持する旨の意思表示をすることで、スペイン国籍の喪失を回避できるようになった。また、市民登録所でスペイン国籍を申告することで、国籍の喪失を防ぐことができる。）
 ※5 カナダ 国籍法抵触条約を1996年に脱退。 ※6 ドイツ 2024年1月、市民権法改正が議会で可決され、非自動喪失の国になった（従前も自動喪失の例外はあった。）
 ※7 アルゼンチン（例外：アルゼンチンへの帰化者） ※8 エクアドル（例外：エクアドルへの帰化者）

■ 原告代理人が、①Vink, Maarten; De Groot, Gerard-Rene; Luk, Ngo Chun, 2015, "MACIMIDE Global Expatriate Dual Citizenship Dataset", doi:10.7910/DVN/TTM208, Harvard Dataverse, V5 [2020]. ②<https://www.refworld.org/docid/3ae6b3b00.html> ③<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=signatures-by-treaty&treatynum=166> 及び菅原真「『国籍唯一の原則』の再検討——MACIMIDEの調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——」2023年（甲122）、④ドイツ政府のウェブサイト及び報道を元に作成。

これは正本である。

令和6年10月10日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 中原佳名子

